

みどりの協定実施要綱施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みどりの協定実施要綱(昭和51年7月1日施行、以下「要綱」という。)第12条に基づき、要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結等)

第2条 要綱第3条第1項及び要綱第3条の2の規定による協定の締結は、みどりの協定書(第1号様式)により行うこととし、知事及び開発行為者が、各自その1通を保有するものとする。

2 要綱第3条第2項の規定による協議は、開発行為に係る関係法令の許可申請その他の行為を行う際に、みどりの協定緑化協議書(第2号様式)にみどりの協定緑化計画書(第3号様式)及び別表に掲げる資料を添付し行うものとする。なお、要綱第3条の2により協定を締結する場合についても、同様の取り扱いとする。

3 要綱第3条第3項の規定による権利者からの同意は、原則として緑化事業の施行等同意書(第4号様式)により行うものとする。なお、要綱第3条の2により協定を締結する場合についても、同様の取り扱いとする。

(事業の完了報告)

第3条 要綱第5条第2項の規定による事業の完了報告は、みどりの協定緑化事業完了届(第5号様式)に、みどりの協定緑化事業実績書(第6号様式)及び別表に掲げる資料を添付し、速やかに行うものとする。

2 協定締結者は、前項の場合において、事業の一部の完了報告を行うときは、みどりの協定緑化事業部分完了届(第7号様式)にみどりの協定緑化事業部分緑化実績書(第8号様式)及び別表に掲げる資料を添付し、速やかに行うものとする。

(完了確認の通知)

第4条 要綱第5条第3項の規定による通知は、みどりの協定緑化事業完了確認通知書(第9号様式)により行うものとする。

(協定区域の表示)

第5条 要綱第7条の規定による標識は、協定締結後みどりの協定掲示板(第10号様式)により協定締結者が作成し、協定区域内の主要道路に面する箇所、その他地域住民等が見やすい位置に設置することで協定区域を表示し、設置完了後は速やかに別表に掲げる資料を提出するものとする。

(緑化計画の変更)

第6条 要綱第9条第1項の規定による緑化計画の変更の協議は、みどりの協定緑化計画変更協議書(第11号様式)にみどりの協定緑化計画変更計画書(第12号様式)及び別表に掲げる資料を添付し行うものとする。

2 要綱第9条第2項の規定による緑化計画の変更に係る協議は、みどりの協定区域等変更協議書(第13号様式)にみどりの協定緑化計画変更計画書(第12号様式)及び別表に掲げる資料を添付し行うものとする。

3 知事は、前二項の場合において緑化計画等の変更が変更事由及び変更内容からやむを得ないと認めるときは、その旨協定締結者に通知し、もしくは協定を再締結するものとする。

- 4 前項に係る事業の完了報告については第3条の規定を準用する。
- 5 要綱第9条第1項ただし書きの「軽微な変更」とは、植栽面積等当初協議の趣旨を損なわない範囲内での変更をいい、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 緑地面積が要綱の緑化基準を上回っており、かつ変更による緑地面積の変動が従前の緑地面積の概ね10%以内である場合
 - (2) 植栽樹種又は植栽本数の変動が概ね10%以内の場合
 - (3) 緑化の年次計画が事業の都合で次年度に繰り越された場合

(協定事項の継承)

- 第7条 要綱第10条の規定による協定事項の継承の届出は、みどりの協定継承届(第14号様式)に別表に掲げる資料を添付して行うものとする。
- 2 要綱第10条の規定による分譲後の扱いに係る定めについては、協定締結時に覚書の締結により行うものとする。
 - 3 知事は、前項の届出に係る協定事項の継承がやむを得ないものと認めたときは、その旨届出人に通知するものとする。

(協定の更新)

- 第8条 要綱第8条の規定による協定の更新においては、第2条から第7条を準用する。なお、協定締結時と内容に変更がない資料等については、添付を省略することができるものとする。

(国、地方公共団体の協議の取扱)

- 第9条 要綱第4条第1項の規定による協議は、みどりの協定協議緑化協議書(第15号様式)にみどりの協定協議緑化計画書(第16号様式)及び別表に掲げる資料を添付し行うものとする。
- 2 前項の事業の完了報告は、みどりの協定協議緑化事業完了届(第17号様式)にみどりの協定協議緑化実績書(第18号様式)及び別表に掲げる資料を添付し、速やかに行うものとする。
 - 3 前項の場合において、事業の一部の完了報告を行うときは、みどりの協定協議緑化事業部分完了届(第19号様式)に、みどりの協定協議緑化事業部分緑化実績書(第20号様式)及び別表に掲げる資料を添付し、速やかに行うものとする。
 - 4 第1項の緑化計画を変更しようとするときは、あらかじめ、みどりの協定協議緑化計画変更協議書(第21号様式)にみどりの協定協議緑化計画変更計画書(第22号様式)及び別表に掲げる資料を添付し、協議するものとする。
 - 5 前項に係る緑化事業の完了報告については、第2項の規定を準用する。

附則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表 緑化協議等の必要図面等

手続きの区分	図面の種類	明示が必要な事項等
緑化計画の協議 (要領第2条第2項、 第8条第1項関係)	案内図	方位、開発区域、道路及び目標となる建物等(駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等)
	土地現況図	縮尺(1/200~1/1000)、方位、開発区域の境界線及び等高線
	土地利用計画図	縮尺(1/200~1/1000)、方位、開発区域の境界線、敷地内の建築物その他工作物の配置、開発区域に接する道路の位置等
	緑化計画平面図	縮尺(1/200~1/1000)、緑地の位置と形状(緑化する壁面は、側面図を添付)、樹木等の種類と位置、開発区域の境界線、敷地内の予定建築物その他工作物の位置
	開発区域求積図	開発区域全体がわかるもの、プランメーター使用による求積も可(ただし、この場合は計算表を添付すること)
	緑地面積求積図	緑地として位置づけられている箇所の面積がわかるもの、プランメーター使用による求積も可(ただし、この場合は計算表を添付すること)
	公図の写し	開発区域全体の公図の写し(開発区域、所有者の住所・氏名も明示すること)
	その他知事が必要と認めた書類	現況写真、植栽断面図、標準植栽立面図、植栽パターン図、委任状、緑化事業の施行等同意書等
協定区域の表示の報告 (要領第5条関係)	掲示板の写真	掲示板の盤面がわかるもの
事業の完了報告 (要領第3条第1項及び第2項、 第6条第4項、第8条第2項及び 第3項、第8条第5項関係)	緑化実績平面図	縮尺(1/200~1/1000)、緑化事業の完了の際の緑地の位置と形状(緑化した壁面は、側面図を添付)、樹木等の種類と位置、開発区域の境界線、敷地内の建築物その他工作物の位置
	完成写真	緑地の概況を示すもの
	その他知事が必要と認めた書類	緑地面積求積図、植栽断面図、標準植栽立面図、植栽パターン図、委任状、緑化事業の施行等同意書等
緑化計画の変更協議 (要領第6条第1項及び第2項、 第8条第4項関係)	土地利用計画図	縮尺(1/200~1/1000)、方位、開発区域の境界線、敷地内の建築物その他工作物の配置、開発区域に接する道路の位置等
	緑化計画平面図	縮尺(1/200~1/1000)、緑地の位置と形状(緑化する壁面は、側面図を添付)、樹木等の種類と位置、開発区域の境界線、敷地内の建築物その他工作物の位置
	緑地面積求積図	緑地として位置づけられている箇所の面積がわかるもの、プランメーター使用による求積も可(ただし、この場合は計算表を添付すること)
	その他知事が必要と認めた書類	土地利用の新旧対照図、旧緑化計画平面図、植栽断面図、標準植栽立面図、植栽パターン図、委任状、緑化事業の施行等同意書等
協定事項の継承 (要領第7条第1項関係)	継承地位置図	協定区域内の継承予定区域の位置を示すもの、方位、協定区域の境界線、道路及び目標となる建物等
	継承地緑化平面図	縮尺(1/200~1/1000)、継承する区域の緑地の位置と形状(緑化した壁面は、側面図を添付)、樹木等の種類と位置、建築物その他工作物の位置
	継承地緑地面積求積図	縮尺(1/200~1/1000)、プランメーター使用による求積も可(ただし、この場合は計算表を添付すること)
	公図の写し	継承する区域全体の公図の写し(所有者の住所・氏名も明示すること)
	その他知事が必要と認めた書類	協定書の写し、継承地求積図、委任状、緑化事業の施行等同意書、管理組合同規約等